

平成 29 年 8 月 1 日

お客様各位

松江市八幡町 796 番地 33  
荒木燃料株式会社  
代表取締役社長 石松 俊之

## LP ガス原料費調整制度導入のご案内

拝啓 盛夏の候 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、お客様に対する料金の透明化や適正化のため、平成 29 年 9 月検針分の LP ガス料金から『原料費調整制度』を導入させていただくことになりました。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

### 1. 原料費調整制度

原料費調整制度は、電力会社・都市ガス会社等では、すでに導入されており、原料価格に基づき、原則として料金を毎月調整し、LP ガスの輸入価格が変動した場合に速やかに LP ガス価格に反映させる制度です。

### 2. 原料費調整の算出方法

料金適用月の原料価格と、基準になる原料価格(基準原料価格)との差額を料金単価に調整させていただきます。その増減価格に応じ、従量料金(1 m<sup>3</sup>あたりの料金)を調整いたします。毎月の従量料金に対する原料費調整は、以下の算式に基づいて算出いたします。

$$\text{従量料金調整額(円/m}^3\text{)} = (\text{原料価格 円/kg}) - (\text{基準原料価格 円/kg}) \div 0.482$$

kg から m<sup>3</sup> に換算します

### 3. 当月 LP ガス料金

$$\text{LP ガス料金} = \text{基本料金} + (\text{従量単価} \pm \text{原料費調整単価}) \times \text{使用量} \times \text{消費税}$$

### 4. 基準原料価格適用月を平成 29 年 8 月と致します。

従量料金調整額の算出を平成 29 年 9 月から行ない、同月の従量料金に反映致します。